

6 第五十五国立銀行関係資料

三 第五十五国立銀行創立願

但馬銀行出石支店藏

〔表紙〕
国立銀行創立願

国立銀行創立願

昨明治九年禄券之制被仰出、当明治十年ヨリ金禄公債
証書ヲ以テ一時ニ下賜被候旨難有奉感佩候、就テハ右
下賜候金禄公債証券ハ苟モ維持保全ノ道ヲ相誤リ子孫
凍餒ノ難ニ陥ラサル様仕度儀ト、旧出石藩士一同合議
協同之上右恩賜ノ金禄公債証券ヲ以テ誓テ銀行条例ヲ
遵奉シ国立銀行創業ノ儀決定仕資本金追々増加モ可仕
候得共、先ツ以テ金五万円ト定メ、尙株金五十円則チ
千株ニ満株仕候ニ付、但馬国第二大区二小区柳町十八
番地ニ設立仕度、尤未タ禄券御下渡シニハ不相成候得
共、何卒追テ下賜被候金禄公債証書ヲ抵当トシテ政府

へ相納置、銀行創立御許容被成下至当之社幣御下渡シ
被成下候様仕度、然ル上ハ往々物産ヲ隆盛ニシ永ク活
路ヲ開キ申度、依之発起人總代連署ヲ以テ此段奉願候
也

発起人

兵庫但馬国出石郡出石

松枝町百五番地

明治十年十二月十日

士族 田中義顯[㊦]

谷山町七番地

士族 岡木嘉明[㊦]

谷山町百五拾六番地

士族 岡部忠雄[㊦]

田結庄町四番地

士族 金 沢 誠[㊦]

谷山町百五拾八番地

士族 磯野員武[㊦]

谷山町百四拾五番地

士族 弓削弘人[㊤]

谷山町百五拾九番地

士族 長岡成徳[㊤]

谷山町百四拾八番地

士族 大友晋[㊤]

谷山町百七拾五番地

士族 井上深美[㊤]

伊木町七番地

士族 真田左加衛[㊤]

内町九番地

士族 西村勇[㊤]

内町二十五番地

士族 櫛田博[㊤]

内町八番地

士族 河野十万喜[㊤]

谷山町百五十七番地

士族 堀垣[㊤]

柳町二十二番地

士族 堤築郎[㊤]

柳町十七番地

士族 青木喜惣[㊤]

柳町廿九番地

士族 河野崎猿[㊤]

小人町四十五番地

士族 関口喜元[㊤]

馬場町二番地

士族 河島良顯[㊤]

東条町老番地

士族 竹村慶也[㊤]

馬場町十三番地

士族 高山温[㊤]

柳町十八番地

士族 百瀬良岱[㊤]

谷山町百六十六番地

士族 早川方大[㊦]

八木町六十二番地

士族 依田猪三[㊦]

大藏卿 大隈重信殿

直第四十三号

願之趣特別之詮議ヲ以テ聞届候条、金禄公債証書下付

之日より九十日間ニ創立証書銀行定款共可差出候事

但、名号之儀者第五十五国立銀行ト可相唱事

明治十一年三月六日 大蔵大臣 大隈重信[㊦]

三 第五十五国立銀行創立証書

但馬銀行出石支店蔵

^{〔表紙〕}第五十五国立銀行創立証書

^{〔表紙裏追記〕}登記済

明治廿六年十二月廿五日

㊦

株式会社登記第一号

㊦

第五十五国立銀行創立証書

大日本政府ヨリ発行スル所ノ公債証書ヲ抵当トシテ銀

行紙幣ヲ發行シ、之ヲ通用シ之ヲ引換フル儀ニ付、明

治九年八月一日、大日本政府ニ於テ制定施行シタル国

立銀行条例ヲ遵奉シテ国立銀行ヲ創立シ、其業ヲ経営

セント謀リ、私共即チ此創立証書第五条ニ連署シタル

モノ一致協力シテ当銀行ヲ創立シ、左ノ創立証書ヲ取

極メ候也

第一条 当銀行ノ名号ハ、第五十五国立銀行ト称スヘ

シ

第二条 当銀行ノ本店ハ、兵庫縣管下但馬国第二大区

二小区出石郡出石柳町廿一番地ニ於テ設置スヘシ

第三条 当銀行ノ資本金ハ、五万円ニシテ五拾円ヲ以

テ一株トナシ総計千株ト定ムヘシ

第四条 当銀行ノ永続期限ハ、開業免状ヲ受ケシ日ヨ

リ二十箇年間タルヘシ

第五条 当銀行株主ノ姓名・住所・其他並ニ各株主ノ

引請ケタル株式ハ左ノ如シ

金額	引請株数	住 所	株主ノ姓名・属族
千七百円	一番ヨリ三十四番ニ至ル 三拾四株	兵庫県管下但馬国第二大区 一小区谷山町百四十五番地	兵庫県士族 岡部 雅堂
千五百円	三十五番ヨリ六十四番ニ至ル 三拾株	同県管下同国同大区 二小区柳町四番地	同県士族 弓削 究
千五百円	六十五番ヨリ九十四番ニ至ル 三拾株	同県管下同国同大区 二小区田結庄町十番地	兵庫県士族 金沢 誠
千五百円	九十五番ヨリ百廿四番ニ至ル 三拾株	同県管下同国同大区 三小区口小野村一番地	同県士族 本間 果
千五百円	百廿五番ヨリ百五十四番ニ至ル 三拾株	同県管下同国同大区 二小区松ヶ枝町百十八番地	同県士族 田中 義頭
六百五拾円	百五十五番ヨリ百六十七番ニ至ル 拾三株	同県管下同国同大区 一小区谷山町四番地	同県士族 竹村 尚義
五百円	百六十八番ヨリ百七十七番ニ至ル 拾株	同県管下同国同大区 同小区内町三十八番地	同県士族 小川 勤
五百円	百七十八番ヨリ百八十七番ニ至ル 拾株	同県管下同国同大区 二小区柳町四十七番地	同県士族 萩 玄維
四百円	百八十八番ヨリ百九十五番ニ至ル 八株	同県管下同国同大区 同小区松ヶ枝町七十二番地	同県士族 渡辺 備
三百五拾円	百九十六番ヨリ二百二番ニ至ル 七株	同県管下同国同大区 一小区入佐町三番地同居	同県士族 永井 琢造
三百五拾円	二百三番ヨリ二百九番ニ至ル 七株	同県管下同国同大区 同小区材木町十番地	同県士族 岡部 律
三百五拾円	二百十番ヨリ二百十六番ニ至ル 七株	同県管下同国同大区 二小区小入町廿五番地	同県士族 間中 左市
三百五拾円	二百十七番ヨリ二百廿三番ニ至ル 七株	同県管下同国同大区 同小区鉄炮町十番地	同県士族 平野 徳太郎
三百五拾円	二百廿四番ヨリ二百三十番ニ至ル 七株	同県管下同国同大区 一小区谷山町十五番地	同県士族 関口 親章

金額	引請株数	住所	株主ノ姓名・属族
三百五拾円	三百三十六番ヨリ三百四十二番ニ至ル 七	兵庫県管下但馬国第二大区 一小区鉄炮町八番地	兵庫県士族 水原 徳次郎
三百五拾円	三百四十三番ヨリ三百四十九番ニ至ル 七	同県管下同国同 大区 二小区小人町十二番地	同県 士族 相原 兵三郎
三百五拾円	三百五十番ヨリ三百五十六番ニ至ル 七	同県管下同国同 大区 同小区馬場町廿一番地	同県 士族 岩瀬 半藏
三百五拾円	三百五十七番ヨリ三百六十三番ニ至ル 七	同県管下同国同 大区 同小区谷山町十一番地同居	同県 士族 松井 昇
三百五拾円	三百六十四番ヨリ三百七十番ニ至ル 七	同県管下同国同 大区 同小区同町百三十九番地	同県 士族 弓削 弘人
三百五拾円	三百七十一番ヨリ三百七十七番ニ至ル 七	同県管下同国同 大区 同小区同町百六十二番地	同県 士族 早川 大
三百五拾円	三百七十八番ヨリ三百八十四番ニ至ル 七	同県管下同国同 大区 同小区同町百四十番地	同県 士族 西山 嶺
三百五拾円	三百八十五番ヨリ三百九十一番ニ至ル 七	同県管下同国同 大区 同小区内町三十九番地	同県 士族 河野 十万喜
三百五拾円	三百九十二番ヨリ三百九十八番ニ至ル 七	同県管下同国同 大区 二小区小人町三十四番地	同県 士族 関 喜元
三百五拾円	三百九十九番ヨリ四百五番ニ至ル 七	同県管下同国同 大区 一小区本町六十九番地	同県 士族 金沢 義方
三百五拾円	四百六番ヨリ四百十二番ニ至ル 七	同県管下同国同 大区 二小区小人町三番地	同県 士族 大塚 重教
三百五拾円	四百十三番ヨリ四百十九番ニ至ル 七	同県管下同国同 大区 一小区谷山町百六十三番地	同県 士族 瀬戸 是定
三百五拾円	四百廿番ヨリ四百廿六番ニ至ル 七	同県管下同国同 大区 同小区同町百三十二番地	同県 士族 大友 晋
三百五拾円	四百廿七番ヨリ四百三十三番ニ至ル 七	同県管下同国同 大区 同小区同町十二番地	同県 士族 藤岡 森

金額	引 請 株 数	住 所	株主ノ姓名・属族
三百五拾円	五百三十九番ヨリ五百四十五番ニ至ル 七	兵庫県管下但馬国第二大区 一小区谷山町百四十九番地同居	兵庫県士族 植松好仁
三百五拾円	五百四十六番ヨリ五百五十二番ニ至ル 七	同県管下同国同大区 六小区上村八十六番地	同県士族 鳥居正文
三百五拾円	五百五十三番ヨリ五百五十九番ニ至ル 七	同県管下同国同大区 二小区田結庄町廿八番地	同県士族 長谷川深棹
三百五拾円	五百六十番ヨリ五百六十六番ニ至ル 七	同県管下同国同大区 同小区馬場町十四番地	同県士族 小倉勝太郎
三百五拾円	五百六十七番ヨリ五百七十三番ニ至ル 七	同県管下同国同大区 一小区谷山町百四十八番地同居	同県士族 堀遊亀彦
三百五拾円	五百七十四番ヨリ五百八十番ニ至ル 七	同県管下同国同大区 同小区内町三十七番地同居	同県士族 駒井深
三百五拾円	五百八十一番ヨリ五百八十七番ニ至ル 七	同県管下同国同大区 二小区柳町一番地	同県士族 河野通盤
三百五拾円	五百八十八番ヨリ五百九十四番ニ至ル 七	同県管下同国同大区 一小区谷山町四番地同居	同県士族 堀光弘
三百五拾円	五百九十五番ヨリ六百一番ニ至ル 七	同県管下同国同大区 二小区小人町二番地	同県士族 小出信之
三百五拾円	六百二番ヨリ六百八番ニ至ル 七	同県管下同国同大区 一小区谷山町百五十九番地	同県士族 中村重
三百五拾円	六百九番ヨリ六百十五番ニ至ル 七	同県管下同国同大区 六小区尾崎村五番地	同県士族 中嶋直
三百五拾円	六百十六番ヨリ六百廿二番ニ至ル 七	同県管下同国同大区 二小区柳町二番地	同県士族 岩勉
三百五拾円	六百廿三番ヨリ六百廿九番ニ至ル 七	同県管下同国同大区 六小区鳥居村三十五番地	同県士族 太田八束
三百五拾円	六百三十番ヨリ六百三十六番ニ至ル 七	同県管下同国同大区 同小区片岡村五番地	同県士族 佐久間由豆流

金額	引請株数	住 所	株主ノ姓名・属族
貳百五拾円	七百廿二番ヨリ七百廿六番ニ至ル 五 株	兵庫県管下但馬国第六大区 一小区殿町十六番地	兵庫県士族 池田清躬
貳百五拾円	七百廿七番ヨリ七百三十一番ニ至ル 五 株	同県管下同国第八大区 二小区香住村百三十一番地	同県士族 村玄篤
貳百五拾円	七百三十二番ヨリ七百三十六番ニ至ル 五 株	同県管下同国第二大区 二小区松ヶ枝町十七番地	同県士族 中野沢潤二
貳百五拾円	七百三十七番ヨリ七百四十一番ニ至ル 五 株	同県管下同国第三大区 二小区江原村九十八番地	同県士族 宮川鶯郎
貳百五拾円	七百四十二番ヨリ七百四十六番ニ至ル 五 株	同県管下同国同大区 同小区同村同番地同居	同県士族 守山熊男
貳百五拾円	七百四十七番ヨリ七百五十一番ニ至ル 五 株	同県管下同国第二大区 二小区馬場町老番地	同県士族 岡嶋始
貳百五拾円	七百五十二番ヨリ七百五十六番ニ至ル 五 株	同県管下同国同大区 一小区内町三十五番地同居	同県士族 田中武吉
貳百五拾円	七百五十七番ヨリ七百六十一番ニ至ル 五 株	同県管下同国同大区 二小区柳町七番地	同県士族 太田一
貳百五拾円	七百六十二番ヨリ七百六十六番ニ至ル 五 株	同県管下同国同大区 六小区細見村四十番地	同県士族 西山員直
貳百五拾円	七百六十七番ヨリ七百七十一番ニ至ル 五 株	同県管下同国同大区 二小区馬場町十番地	同県士族 越忠一
貳百円	七百七十二番ヨリ七百七十五番ニ至ル 四 株	同県管下同国同大区 同小区小人町三十六番地同居	同県士族 山本森
貳百円	七百七十六番ヨリ七百七十九番ニ至ル 四 株	同県管下同国同大区 同小区同町三十六番地	同県士族 堤新夫
貳百円	七百八十番ヨリ七百八十三番ニ至ル 四 株	同県管下同国同大区 一小区東条町十六番地	同県士族 村重道
貳百円	七百八十四番ヨリ七百八十七番ニ至ル 四 株	同県管下同国同大区 二小区小人町三十番地	同県士族 山地智

一 近代社会への歩み

貳 百 円	貳 百 円	貳 百 円	貳 百 円	貳 百 円	貳 百 円	貳 百 円	貳 百 円	貳 百 円	貳 百 円	貳 百 円	貳 百 円	貳 百 円	貳 百 円	貳 百 円	貳 百 円
八百四十四番ヨリ八百四十七番ニ至ル 四	八百四十番ヨリ八百四十三番ニ至ル 四	八百三十六番ヨリ八百三十九番ニ至ル 四	八百三十二番ヨリ八百三十五番ニ至ル 四	八百廿八番ヨリ八百三十一番ニ至ル 四	八百廿四番ヨリ八百廿七番ニ至ル 四	八百廿番ヨリ八百廿三番ニ至ル 四	八百十六番ヨリ八百十九番ニ至ル 四	八百十二番ヨリ八百十五番ニ至ル 四	八百八番ヨリ八百十一番ニ至ル 四	八百四番ヨリ八百七番ニ至ル 四	八百番ヨリ八百三番ニ至ル 四	七百九十六番ヨリ七百九十九番ニ至ル 四	七百九十二番ヨリ七百九十五番ニ至ル 四	七百八十八番ヨリ七百九十一番ニ至ル 四	
株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	
同県 管下同国 同大区 二小区馬場町拾六番地	同県 管下同国 同大区 同小区東条町六十八番地同居	同県 管下同国 同大区 一小区内町十八番地	同県 管下同国 同大区 二小区小人町三十三番地	同県 管下同国 同大区 六小区鍛冶屋村七拾三番地	同県 管下同国 同大区 一小区谷山町五拾三番地	同県 管下同国 同大区 一小区谷山町百三十二番地同居	同県 管下同国 同大区 同小区同町一番地	同県 管下同国 同大区 一小区谷山町十一番地同居	同県 管下同国 同大区 二小区小人町十番地同居	同県 管下同国 同大区 同小区谷山町百五拾六番地	同県 管下同国 同大区 一小区宵田町五十八番地	同県 管下同国 同大区 同小区同町拾番地	同県 管下同国 同大区 一小区谷山町百五十二番地	同県 管下同国 同大区 三小区宮内村八十六番地	
同県 士族 齋藤久慎	同県 士族 各務定行	同県 士族 長谷川泗水	同県 士族 藤沢 暁	同県 士族 角田 隼太郎	同県 士族 草川 九朔	同県 士族 工藤 藤 瞭	同県 士族 中西 秀 策	同県 士族 岩波 常 景	同県 士族 松村 門 八	同県 士族 曲 溯 義 寿	同県 士族 工藤 藤 猛 雄	同県 士族 片山 山 令 敬	同県 士族 弓削 恭 平	同県 士族 小泉 泉 詠 帰	

金額	引請株数	住所	株主ノ姓名・属族
貳百円	八百四十八番ヨリ八百五十一番ニ至ル 四	兵庫県管下但馬国第二大区 二小区松ヶ枝町十六番地	兵庫県士族 久保金之助
貳百円	八百五十二番ヨリ八百五十五番ニ至ル 四	同県管下同国同大区 一小区鉄炮町一番地同居	同県士族 浅村成幸
貳百円	八百五十六番ヨリ八百五十九番ニ至ル 四	同県管下同国同大区 同小区谷山町百四十三番地	同県士族 岡部忠雄
貳百円	八百六十番ヨリ八百六十三番ニ至ル 四	同県管下同国同大区 二小区松ヶ枝町百七十七番地	同県士族 磯部要八
百五拾円	八百六十四番ヨリ八百六十六番ニ至ル 三	同県管下同国同大区 同小区小入町三十七番地	同県士族 重田居宜
百五拾円	八百六十七番ヨリ八百六十九番ニ至ル 三	同県管下同国同大区 同小区同町十八番地	同県士族 中嶋武城
百五拾円	八百七十番ヨリ八百七十二番ニ至ル 三	同県管下同国同大区 六小区鍛冶屋村六十六番地	同県士族 山田通
百五拾円	八百七十三番ヨリ八百七十五番ニ至ル 三	同県管下同国同大区 同小区同村七十三番地	同県士族 亀井岩夫
百五拾円	八百七十六番ヨリ八百七十八番ニ至ル 三	同県管下同国同大区 二小区馬場町十二番地	同県士族 渡辺八十太郎
百五拾円	八百七十九番ヨリ八百八十一番ニ至ル 三	同県管下同国同大区 同小区同町同番地同居	同県士族 井上 夔
百五拾円	八百八十二番ヨリ八百八十四番ニ至ル 三	同県管下同国同大区 六小区鍛冶屋村六十七番地	同県士族 小林新十郎
百五拾円	八百八十五番ヨリ八百八十七番ニ至ル 三	同県管下同国同大区 三小区袴狭村五十四番地	同県士族 草川克弘
百五拾円	八百八十八番ヨリ八百九十番ニ至ル 三	同県管下同国同大区 二小区松ヶ枝町二百九番地	同県士族 永井八八
百五拾円	八百九十一番ヨリ八百九十三番ニ至ル 三	同県管下同国同大区 同小区柳町四十八番地	同県士族 堤 築郎

金 額	引 請 株 数	住 所	株主ノ姓名・属族
百 円	九百三十一番ヨリ九百三十二番ニ至ル 一一	兵庫県管下但馬国第二大区 一小区東条町三十六番地	兵庫県士族 斎藤元四郎
百 円	九百三十三番ヨリ九百三十四番ニ至ル 一一	同県管下同国同大区 同小区谷山町百拾七番地	同県士族 荒井恭藏
百 円	九百三十五番ヨリ九百三十六番ニ至ル 一一	同県管下同国同大区 同小区同町百二十九番地	同県士族 西沢信平
百 円	九百三十七番ヨリ九百三十八番ニ至ル 一一	同県管下同国同大区 六小区鍛冶屋村六十四番地同居	同県士族 江崎徳次
百 円	九百三十九番ヨリ九百四十番ニ至ル 一一	同県管下同国同大区 一小区東条町六番地	同県士族 梅垣貞太郎
百 円	九百四十一番ヨリ九百四十二番ニ至ル 一一	同県管下同国同大区 同小区八木町三拾四番地	同県士族 依田猪三
百 円	九百四十三番ヨリ九百四十四番ニ至ル 一一	同県管下同国同大区 同小区東条町六十番地	同県士族 高橋逸弥
百 円	九百四十五番ヨリ九百四十六番ニ至ル 一一	同県管下同国同大区 同小区同町六十七番地	同県士族 川口伝
百 円	九百四十七番ヨリ九百四十八番ニ至ル 一一	同県管下同国同大区 二小区小入町四十番地	同県士族 土肥実
百 円	九百四十九番ヨリ九百五十番ニ至ル 一一	同県管下同国同大区 一小区谷山町百六十一番地	同県士族 辻嘉平次
百 円	九百五十一番ヨリ九百五十二番ニ至ル 一一	同県管下同国同大区 六小区福住村七十四番地	同県士族 小林弥門
百 円	九百五十三番ヨリ九百五十四番ニ至ル 一一	同県管下同国同大区 一小区伊木町三番地	同県士族 谷野猪三太
百 円	九百五十五番ヨリ九百五十六番ニ至ル 一一	同県管下同国同大区 同小区東条町六十六番地	同県士族 多田郁夫
百 円	九百五十七番ヨリ九百五十八番ニ至ル 一一	同県管下同国同大区 同小区谷山町百拾九番地	同県士族 国友禦

一 近代社会への歩み

五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円
九百八十一番	九百八十番	九百七十九番	九百七十八番	九百七十七番	九百七十六番	九百七十五番	九百七十三番ヨリ九百七十四番ニ至ル	九百七十一番ヨリ九百七十二番ニ至ル	九百六十九番ヨリ九百七十番ニ至ル	九百六十七番ヨリ九百六十八番ニ至ル	九百六十五番ヨリ九百六十六番ニ至ル	九百六十三番ヨリ九百六十四番ニ至ル	九百六十一番ヨリ九百六十二番ニ至ル	九百五十九番ヨリ九百六十番ニ至ル
一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二
株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株
同小区柳町三十六番地	同小区馬場町二十番地	同小区馬場町二十番地	同小区小町廿二番地	同小区管下同国同大区	同小区水上村三十四番地	同小区管下同国同大区	同小区铁炮町一番地	同小区管下同国同大区	同小区管内町十八番地同居	同小区管内町三十三番地	同小区管内町三十三番地	同小区管内町三十三番地	同小区管内町三十三番地	同小区管内町三十三番地
同小区柳町三十六番地	同小区馬場町二十番地	同小区馬場町二十番地	同小区小町廿二番地	同小区管下同国同大区	同小区水上村三十四番地	同小区管下同国同大区	同小区铁炮町一番地	同小区管内町十八番地同居	同小区管内町三十三番地	同小区管内町三十三番地	同小区管内町三十三番地	同小区管内町三十三番地	同小区管内町三十三番地	同小区管内町三十三番地
同区工藤祐暉	同区仁井東	同区芦沢武頭	同区桜井勉	同区小林友江	同区酒井左多雄	同区杉原常範	同区西川彬	同区谷野遠	同区川瀬弥一郎	同区村山喜太郎	同区橘和田造	同区富岡義成	同区杉本敬威	同区杉立章庵

金額	引請株数	住所	株主ノ姓名・属族
五拾円	九百八十二番	兵庫県管下但馬国第二大区 二小区小八町八番地	兵庫県士族 岡本吉郎
五拾円	九百八十三番	同県管下同国同大区 一小区谷山町百二十四番地	同県士族 高橋久米弥
五拾円	九百八十四番	同県管下同国同大区 六小区鍛冶屋村三十九番地	同県士族 黒川貞
五拾円	九百八十五番	同県管下同国同大区 二小区松ヶ枝町百四番地	同県士族 大岩小隼
五拾円	九百八十六番	同県管下同国同大区 一小区入佐町三番地同居	同県士族 本間弘造
五拾円	九百八十七番	同県管下同国同大区 二小区柳町六番地	同県士族 大石江帆
五拾円	九百八十八番	同県管下同国同大区 一小区谷山町二番地	同県士族 宮原肇
五拾円	九百八十九番	同県管下同国同大区 二小区柳町四十六番地	同県士族 鈴木直砥
五拾円	九百九十番	同県管下同国同大区 同小区馬場町十二番地同居	同県士族 熊谷辰太郎
五拾円	九百九十一番	同県管下同国同大区 同小区松ヶ枝町四十二番地	同県士族 小山尚次郎
五拾円	九百九十二番	同県管下同国同大区 同小区同町四十三番地	同県士族 本間九十郎
五拾円	九百九十三番	同県管下同国同大区 六小区鍛冶屋村七十四番地	同県士族 川上茂平
五拾円	九百九十四番	同県管下同国同大区 二小区松ヶ枝町二百二番地同居	同県士族 高橋喜一郎
五拾円	九百九十五番	同県管下同国同大区 同小区柳町四十三番地	同県士族 砂治加三

総計	五拾万円	総計	千株	株	株	総計	百九拾三人
五拾円	九百九十六番	一	株	同県 管下同国 同大区 一小区八木町八十三番地	同県 士族 野崎来造	同県 士族	同県 士族
五拾円	九百九十七番	一	株	同県 管下同国 同大区 同小区入佐町二番地	同県 士族 小川悦太郎	同県 士族	同県 士族
五拾円	九百九十八番	一	株	同県 管下同国 同大区 同小区八木町八十三番地同居	同県 士族 麻見義脩	同県 士族	同県 士族
五拾円	九百九十九番	一	株	同県 管下同国 同大区 同小区東条町一番地	同県 士族 竹村慶也	同県 士族	同県 士族
五拾円	千番	一	株	同県 管下同国 同大区 同小区内町三十五番地	同県 士族 間中藤雄	同県 士族	同県 士族
総計	五拾万円	総計	千株	株	株	総計	百九拾三人

第六條 此創立証書ハ国立銀行条例ヲ遵奉シ、銀行ノ業ヲ営ミ一同ノ利益ヲ謀ル為メニ取極メタルモノニシテ、其証拠トシテ私共一同姓名ヲ記シ調印致シ候也

明治十一年九月十三日

岡部雅堂[㊟]
弓削究[㊟]
金沢誠[㊟]
本間果[㊟]

*以下略、前記株主名一八九名連記押印、但し、うち二一名は代印。

右第五十五国立銀行創立証書ハ、其株主等書面ノ通り記載約定シタル趣ヲ正実ニ保証スルニ付、其証拠トシテ余ハ茲ニ記名調印シ併せて当庁ノ官印ヲ鈐シ候也

兵庫県令森岡昌純代理

明治十一年九月十四日 兵庫県大書記官岡本貞圃

[印]

右ハ第五十五国立銀行創立証書ノ正写ニシテ、其本割紙ハ正ニ之ヲ当省ニ受取り、其事ヲ承認シタル証拠トシテ余ハ茲ニ記名調印シ併せて当省ノ印章ヲ鈐シ、

以テ其銀行へ下付スルモノ也

明治十一年九月廿四日

大藏卿 伊藤博文

大藏
省印

*前記兵庫県令代理の保証書及び大藏卿承認書は別の冊子「第五十五国立銀行創立証書」として別に編冊してある。

三 第五十五国立銀行定款

但馬銀行出石支店蔵

第五十五国立銀行定款

大日本政府ヨリ発行スル所ノ公債証書ヲ抵当トシテ銀行紙幣ヲ発行シ、之ヲ通用シ、之ヲ引換ル儀ニ付、明治九年八月一日、大日本政府ニ於テ制定施行シタル国立銀行条例ヲ遵奉シ、当銀行ヲ創立スル為メ、其株主等協議ノ上決定スル所ノ条々左ノ如シ

銀行名号ノ事

第一条

当銀行ノ名号ハ、第五十五国立銀行ト称スヘシ

本店設置ノ事

第二条

当銀行ノ本店ハ、兵庫県下但馬国第二大区二小区柳町二十一番地ニ於テ設置スヘシ

資本金ノ事

第三条

当銀行ノ資本金ハ、五万円ニシテ五拾円ヲ以テ一株トナシ総計千株ト定ムヘシ

但シ、国立銀行条例ノ規定ニ従ヒ株主等ハ、其所持株数ノ割合ニ準シテ此資本金ヲ増減スルヲ得ヘシ、尤増加ノ節ハ時宜ニヨリ新ニ株主ヲ募ルルヘシ

第四条

何人タリトモ(外国人ヲ除クノ外)、苟モ当銀行ノ規則ヲ奉シテ其株式ヲ引受タルモノハ都テ当銀行ノ株主

但シ、各取締役ハ、右株式券状ヲ当銀行ニ預ケ其代リトシテ禁授受ノ三字ヲ附シタル保護預リ証書ヲ請取置キ、右取締役奉職中ハ決シテ之ヲ引出スコトヲ得サルヘシ

第八条

取締役ノ衆議ヲ以テ其中ヨリ一人ヲ撰^(ビ)ミ、之ヲ頭取トナスヘシ、此頭取及ヒ取締役ノ在職年限ハ一ケ年ヲ以テ限リトスヘシ、尤頭取・取締役タル者其任ニ堪サルカ或ハ取締役等ノ三分二以上ノ協議ヲ以テ退任セシムルハ此例ニアラス

第九条

頭取・取締役等ハ、銀行ノ事務ヲ取扱フヘキ支配人并書記方・出納方・計算方・簿記方等ノ諸役員ヲ撰^(選)任シ、又右ノ諸役員等ノ給料ヲ取定メ、銀行ノ得失ヲ考ヘ同僚ノ衆議ヲ經テ此役員等ヲ進退黜陟スルノ権アルヘシ

但シ、頭取・取締役等ハ、又銀行ノ支配人以下諸

役員等ノ職掌ヲ分課シ、其身元ノ引受人ヲ約シ、過怠金ヲ予定スルノ権アルヘシ

第十条

頭取・取締役等ハ、又向後ノ取締役撰^(選)挙ノ法ヲ定メ、此撰^(選)挙ノ衆議ニ異論起ル時ハ之ヲ裁決スヘキ裁決役ヲ取定ムルノ権アルヘシ

第十一条

頭取・取締役等ハ都テ、銀行条例成規ノ旨趣ヲ遵奉シ適任ノ職務ヲ執行スルノ権アルヘシ、尤条例成規ノ要旨ヲ遵奉シテ厚ク当銀行ノ便益ヲ謀リ、万般ノ事務ヲ注意処分スヘシ

但シ、頭取・取締役等ノ失職ハ、国立銀行条例中ノ罰令ニ從ヒテ各其責ニ任スヘシ

第十二条

頭取・取締役等ハ、当銀行ノ庶務ニ緊要ナル申合セ規則ヲ議定スルノ権アルヘシ

総会ノ事

第十三条

当銀行第一次ノ總會ハ、開業免状ヲ受ケン日ヨリ二
紙
ケ月以内、又第二次以後ノ總會ハ、毎年第一月・第
一
貼
七月ノ十日ヨリ二十日迄ノ前日曜日ニ頭取・取締役
取極ムル所ノ場所ニテ之ヲ執行フヘシ

但シ、取締役ノ撰挙ハ毎年第一月ノ總會ニ於テ之
ヲ決定施行スヘシ

(貼紙)

明治十三年十二月廿四日

一月十日御指令済總會毎年七月十日

第十四条

右總會ハ都テ定式總會ト称シ、其他ノ總會ハ都テ臨
時總會ト称スヘシ

第十五条

頭取・取締役ハ、何時ニテモ適當ナリト思考スルニ
於テハ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得ヘシ、又人員十名
ニ下ラス、其所持ノ株数当銀行総株ノ五歩^(分カ)ニ下ラ
サル株主等ヨリ書面ヲ以テ臨時總會ノ請求アルニ於

テハ、何時ニテモ之ヲ招集セサルコトヲ得サルヘシ

但シ、右請求書ニハ、此總會ヲ要スル事件・目的
ヲ記載シ之ヲ本店ヘ差出スヘシ

第十六条

取締役ハ、右請求書ヲ受取レハ直チニ此總會ノ招集
ニ取掛ルヘシ

但シ、取締役、右請求書ヲ受取シ日ヨリ七日以内
ニ總會招集ノ手續ニ取掛ラサル時ハ、其請求人等
自身ニ之ヲ招集スルカ、又ハ他ノ株主等ト相談テ
之ヲ招集スルコトヲ得ヘシ

第十七条

凡總會ニ於テ其事務ヲ評議・処分スルニ当テハ、必
ス株主ノ総員(本人又ハ代人共)十分ノ五以上之ニ出席
スルニ非レハ(利益金分配ノ報告一件ヲ除クノ外)何事ヲ
モ着手スヘカラス

第十八条

若シ、總會ノ刻限ヨリ一時間ヲ過キテ其定式ノ人員

臨席セサリシキハ、之ヲ此会日ヨリ七日目ニ延会シ
此会ト同一ナル場所刻限ニ於テ之ヲ執行フヘシ

第十九条

定式・臨時ノ別ナク總會ノ議長ハ、頭取之ニ任スヘシ

第廿条

若シ、右ノ議長タルモノ總會ノ刻限ヨリ十五分時間
ヲ過キ猶臨席セサリシ時ハ、出席ノ株主中ヨリ一名
ヲ撰挙シテ之ヲ議長ト為スヘシ

第廿一条

凡總會ニ於テ事ヲ決定スルニハ、可否又ハ同意・不
同意ナル発言・投票ノ数多キモノヲ以テスヘシ、而
シテ決議ノ次第ヲ銀行ノ簿冊ニ登録シ、議長之ニ記
名調印シ以テ後日ノ參觀証拠ニ備ヘ置クヘシ

第廿二条

凡總會ニ當リ発言・投票ノ数相半スル時ハ、議長ノ
助説・決票ヲ以テ之ヲ裁決スヘシ

第廿三条

凡株主ノ總會又ハ取締役ノ衆議ニ於テ決議ノ件々ハ、
後日彼是ト之ヲ誹議セサルハ勿論、其決議ヲ以テ己
レノ説ト心得、^(親)信切ニ之ヲ処置スヘシ

株主発言投票ノ事

第廿四条

各株主ハ、其所持ノ株数十箇迄ハ一株毎ニ一箇宛ノ
発言投票ヲ為スヘシ、又十一株以上八十株毎ニ一箇
宛ヲ増加スヘシ

第廿五条

発言・投票ハ、本人又ハ(本人幼弱又ハ狂癪其他ノ事故
アレハ)代人ニテモ苦シカラス、尤其代人ハ左ノ委
任状ヲ以テ其代人タラシムヘシ

委任状ノ事

明治一年一月一日第五十五国立銀行ノ定式又ハ臨時總
會及ヒ其延会ニ於テ、某ヲ拙者ノ代人トシテ発言・投
票為致候、仍テ委任状如件

第五十五国立銀行株主
姓名印

年号一年一月一日

第五十五国立銀行

御中

第廿六条

当銀行ノ役員タル者ハ、他人ノ代人トナリテ發言・
投票スルノ權利ヲ有スルコトヲ得ス、又株式券状ヲ当
銀行へ借財ノ為メ質入シタル株主ハ、自身又ハ他人
ノ代人ニテモ一切發言・投票ノ權利ナカルヘシ

第廿七条

第廿五条ノ趣旨ヲ以テ代人ヲ出スキハ、其代人ハ必
当銀行ノ株主中ノモノヲ差出スヘシ、若其代人ヲ出
サシテ決議ノ後如何ナル異論アルトモ一切之ヲ申
立ルコトヲ得サルヘシ

諸役員ノ事

第廿八条

当銀行ノ役員ト称スル者ハ、左ノ如シ

取締役 五人

内

頭取 一人

支配人 一人

計算方 一人

書記方 一人

出納方 一人

但シ、事務ノ繁閑ニ応シ便宜之ヲ増減スヘシ

第廿九条

頭取・取締役タル者ハ、当銀行營業ノ全体ニ注意シ
一切ノ事務ヲ処分シ總テ其責ニ任スヘシ、然レモ新
ニ一事ヲ起シ又ハ之ヲ更生シ又ハ之ヲ廃止シ及ヒ定
例ナキ出納ヲナス等ノ如キハ、株主總會ノ決議ヲ經
ルニ非レハ之ヲ施行スルヲ得ス

第三十条

取締役ハ、每一週ニ其集会ヲ為シ銀行營業ノ要件ヲ
議定スヘシ

但シ、其議定セシ要件ハ都テ、要件録其他ノ書冊

ニ登録シ各自調印シテ後証ニ供スヘシ

第三十一条

支配人ハ、頭取・取締役ノ差図ヲ受ケ各掛リノ事務ヲ引受、其担当ノ制限ニ依リ頭取・取締役ニ対シテ之ヲ調理スルノ責ニ任スヘシ

第三十二条

支配人以下各課ノ処務順序ハ、取締役ノ衆議ヲ以テ申合セ規則ヲ^(章)制定シ詳明ニ之ヲ揭示スヘシ

営業一般事務ノ事

第三十三条

当銀行ノ営業取扱時間ハ、定式(又ハ臨時)休暇日ヲ除クノ外毎日午前第九時ヨリ午後第三時迄タルヘシ但シ、事務ノ都合ニヨリテハ大蔵省ノ承認ヲ乞テ之ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第三十四条

休業ハ、例月日曜日及ヒ定式ノ祝日・祭日ニ限ルヘシ

第三十五条

頭取・取締役ノ衆議ヲ以テ決定シ当銀行ニ於テ用ル

所ノ本店ノ印章ハ、即チ左ノ如シ

一寸八分四方

押切印

但馬国出石
第五十五国立銀行
立銀行印章

第五十五国立銀行
分五

第五十五国立銀行
緘

利益金分配ノ事

第三十六条

当銀行ノ総勘定ハ、毎年^{六月}丙度十二月 其正算ヲ為シ、総益金ノ内ヨリ一切ノ諸経費ヲ引去リ、其残余利益金ヨリ猶創業入費并役員賞与金等ヲ引キテ純益金ヲ現ハシ、其内ヨリ積立金ヲ取除ケ残り金高ヲ総株高ヘ配賦スヘシ、尤其正算ハ一月七月ノ總會ニ於テ明瞭ニ之ヲ報告スヘシ、而シテ其配当割合ハ、左ノ如シ

利益金高百分ノ二五 紙幣原価并創業入費償却
全 百分ノ五 諸役員賞典配当金

百分ノ式五 營業家屋新築費戻入

純益金 十分ノ一 積立金

差引残高 総株高ヘ配当

〔貼紙〕
明治十二年七月ノ總會ニ於テ役員償与金、

利益金百分ノ二五ヲ百分ノ五ニ改度段決議

ニ付、大蔵省へ上申セシ処、全年九月九日

附ヲ以テ御聞届ノ御指令アリタリ

〔貼紙〕
明治十三年十二月廿四日御指令済

營業家屋新築費 加筆ス

但シ、非常ノ変災等ニテ臨時ノ費用アレハ積立

金ノ内ヲ以テ之ニ充ルコアルヘシト雖モ、通常

家屋ノ營繕又ハ一切器具ノ買入費ハ都テ銀行年

々ノ諸経費トシテ之ヲ仕払ヒ、此積立金ヲ費消

ス可ラス

之ヲ銀行ニ蓄積シ勉メテ其増殖ヲ謀ルヘシ

〔貼紙〕
明治廿三年一月十日總會ニ於テ株主格段決

議ヲ經、賞与金百分ノ五ヲ百分ノ四ト更正

シ、一月廿二日付ヲ以テ御認可

〔貼紙〕
明治二十六年一月十日株主格段決議ヲ以本条中初項エ左ノ

二科目挿入ノ件ヲ決議シ、同年三月付ヲ以テ御認可ヲ得タリ

紙幣下付高千分ノ三半 国立銀行稅
紙幣下付高ノ壹分式厘五毛 紙幣消却元資積立金

諸計算ノ事

第三十七条

当銀行ノ出納其他一切ノ計算ニ関スル諸簿冊ハ、大

蔵省ニ於テ制定セラレタル書式ニ從ヒ詳明正確ニ記

入スヘシ

第三十八条

計算上毛位以下ノ小数奇零ハ、四捨五入ノ法ヲ以テ

厘位ニ止ムヘシ

諸報告ノ事

第三十九条

当銀行ノ定式總會・臨時總會ハ、郵便到達日数ヲ除

キ少ナクモ其会日七日前郵便其他ノ方法ヲ以テ之ヲ

各株主へ通達スヘシ

第四十条

頭取・取締役ハ、国立銀行条例第七十七条ニ準拠シ、

大蔵省ニ於テ指図セラル、書式ニ從ヒ半季及ヒ毎月

其銀行營業ノ實際報告并ニ每半季考課状等ヲ製シ、

之ヲ大藏省ニ上呈シ、且ツ右考課状等ハ其總會ニ於
テ之ヲ株主ヘ報告スヘシ

平穩鎖店ノ事

第四十一条

当銀行三分二以上株主等ノ協議ヲ經テ大藏卿ノ承認
ヲ得ルニ於テハ平穩ニ鎖店スルコトヲ得ヘシ、尤其鎖
店ノ手續ハ總テ国立銀行条例ヲ遵奉シテ之ヲ施行ス
ヘシ

銀行定款更正ノ事

第四十二条

此定款ノ簡条ハ、当銀行株主等ノ格段決議ヲ經テ大
藏卿ノ承認ヲ得ルニ於テハ何時ニテモ之ヲ更正加除
スルヲ得ヘシ

右之条々株主等ノ衆議ヲ以テ相定メ候、其証拠トシテ
私共一同姓名ヲ記シ調印致シ候也

明治十一年九月十三日

岡部雍堂

弓削 究

金 沢 誠
本 間 果
田中義顯

(以下右記五名以外の全株主の記名捺印あるも省略)

右ハ第五十五国立銀行定款本紙ノ正写ニシテ、其本
紙ハ規則ノ通り之ヲ大藏省ヘ差上候、仍テ其証拠ト
シテ私共自ラ姓名ヲ記シ調印致シ候也

第五十五国立銀行頭取

明治十一年九月廿一日

岡部雍堂

同

支配人

田中義顯

右ハ第五十五国立銀行定款ノ正写ニシテ、其本紙ハ正
ニ之ヲ当省ニ受取り、其事ヲ承認シタル証拠トシテ余
ハ茲ニ記名調印シ併セテ当省ノ印章ヲ鈐シ、以テ其銀
行ヘ下付スルモノ也

明治十一年九月廿四日

大藏卿 伊藤博文閣

大藏
省印

二六 創立時申合規則

但馬銀行出石支店藏

(表紙)
申合規則

第五十五国立銀行

目次

- 第一条 株券売買・譲与ノ事
- 第二条 加入禄券引受相場并剰余金取扱ノ事
- 第三条 急劇臨時總會ノ事
- 第四条 株券盗水火難ニ逢ヒシ時ノ事
- 第五条 利益金分配ノ事
- 第六条 營業取扱場へ漫入スヘカラサル事
- 第七条 株主異見申込ノ事
- 第八条 予算ノ事

第九条 役員月給ノ事

第十条 同旅費滞在日当ノ事

第十二条 諸役員権限分課ノ事

第十三条 規則遺漏ノ件及増減更正ノ事

出石銀行申合規則

明治十一年三月六日大藏省ノ允許ヲ得、第五十五国

立銀行ヲ出石町ニ設立シタルニ付、将来緊要ノ事項

ニ於テ総員確守スベキ規則ヲ議定シ、巻首ニ銀行雜

誌ヲ拔萃シテ其大略ヲ掲クルハ、総員ヲシテ先ツ營

業ノ大意ヲ知ラシメ後ニ該則ヲ確守セシメンガ為メ

ナリ、則チ左ノ如シ

蓋シ国立銀行ノ經營スル事業ハ、決テ自ラ物産ヲ興ス
 ニ非ス、亦自ラ商品ヲ売買スルニ非スシテ唯貸者・借
 者ノ中間ニ立チ交互ノ紹介トナリ、以テ貨幣ノ流通ヲ
 便利ニシ、邑ニ余剩ノ貨幣ヲ儲クルモノアレハ転シテ
 銀行ノ庫中ニ入ラシメ、市ニ貨幣ヲ需ムルモノアレバ

出シテ其目的ヲ遂ケシムルニアリ、尚水ノ流レテ陥処ニ聚リ満チテ而シテ又流出スルガ如シ、運転・流動息ム時ナカラシム故ニ自ラ工業ヲ勉メサレハ物産其力ヲ仮リテ以テ興リ、自ラ貨物ヲ売買セサレハ商業頼テ以テ旺ンナルニ至ル、斯ク商業興リ工業旺ンナレハ銀行ノ取引益々広ク自ラ利スル所以ノモノ亦大ナリ、サレハ銀行ノ設ケアル国ニハ貨幣ノ沈滞スル患ナクシテ常ニ循環絶エス、能ク少量ノ貨幣ヲ以テ多量ノ交易ヲ媒助スルヲ得ベシト聞ク、我国ノ如キハ従来預金銀行ノ設ケナク、家々余剰ノ貨幣アレハ自ラ之ヲ死守スルノ弊習アルカ故、貨幣ノ功用ヲ為サスシテ世間ニ潜伏スルモノ蓋シ少ナカラス、サテ、我国ノ銀行事務ニ付テ其利益ヲ得ル所以ノ概目ヲ挙レハ、第一ニ貸付金ヲ以テ利足ヲ収ムルナリ、第二ニ為換・荷為換ヲ以テ利足ト手数料トヲ収ムルナリ、第三ニ預金ニシテ此金ニ対シテハ相当ノ準備ヲ存シ其余ヲ使用シテ利息ヲ得ルナリ、其他割引ノ如キハ現今未タ盛ンナラスト雖、既

ニ其端緒ヲ開ケルヲ以テ漸次其方法ヲ擴張セハ得ル所ノ利益又少カラサルヘシ、此等ノ利益ニ紙幣・抵当公債証書ヨリ生スル利子ヲ加フルハ則チ銀行ニ得ル所ノ利益ノ合計ナリ

サテ、利益ヲ数フレハ如斯ナレトモ、退テ其経費ヲ察スルニ亦タ僅少ナラス、創業入費、地面・家屋買入代、金庫ノ建築費ヨリ銀行紙幣ノ製造費、諸役員ノ月給・旅費、其他諸帳簿・野紙等ニ至ル迄ノ營業入費ハ皆ナ資本金ノ内ヨリ支出スル者ニシテ実ニ利用スヘキ金額ノ幾分ヲ減スル者ナリ、右費額ノ内創業入費、地所・家屋・金庫等ノ代価ハ其半季利益金中ヨリ引去リテ一時ニ戻シ入ルヲ要セサレハ、其他ノ如キハ一々之ヲ償却スヘキ者ナリ、又滞貸アルキハ其準備モ利益中ヨリ備ヘサルヘカラス、此等ハ則チ銀行ニ支消スル所ノ費金ノ合計ナリ、之ヲ前ニ述ル所ノ利益中ヨリ差引タル残り高ハ則チ割賦金・賞与金等ヲ払フノ資金ナリ

右ニ依テ之レヲ見レハ銀行營業ノ洪大且容易ナラサ

ル、得ル所ノ利モ又多量ナル、弁論ヲ不俟ノ知ルヘシト雖モ、該地ニ設立スル所ノ銀行ノ如キハ少シク其性質ヲ異ニセサルヘカラス、何ントナレハ抑各自祖先以来ノ功勞ニ依テ世襲スル所ノ家祿一タヒ維新ノ革命相発セシヨリ、郡県ノ制度ヲ以テ今日祿券ト變シ、則チ三十年ヲ期トシテ止ム、此時ニ方テ數百年ノ由緒全ク堙滅シ、終ニ家産蕩尽家族凍餓ノ憂ヘアランコヲ予メ恐ル、所也、爰ニ於テ旧君數百士族ヲ御愛護ノ一点ヨリ深ク祿券維持保存ノ御着目ヲ以テ、別紙懇々ノ御論書ヲ賜ハリシヨリ旧藩一致協力シテ政府ヘ請願シ成立スル所ノ銀行ナレハ、一途ニ祿券ヲ永久ニ保存スルヲ旨トシ、苟モ小利ヲ見テ危險ノ事ヲ謀リ一朝誤テ敗類スルニ至ラハ、上ハ旧君ノ御旨趣ヲ消滅シ、下ハ妻子凍餒ノ難ヲ母子キ悔ユトモ及ハサルノ日アルニ至ランカ、爰ニ於テ銀行ハ、就中確實ナル事業ヲ施行シ、総員ハ堅ク該則ヲ守リ、逐次熟練漸次營業ノ進歩スルニ及テハ規則方法随テ

擴張シ、所謂運轉・流動息ム時ナカランシムルノ域ニ至テハ得ル所ノ利潤モ亦多カルヘシト雖モ、今茲ニ所設ノ申合規則・予算表ノ如キハ全ク失誤・蹶^{（失カ）}跌ナカラシカ為メ仮ニ子定スル所ナレハ、所得ノ利益ノ僅少ナル、其營業ノ迂濶^{（濶カ）}ナル、他ノ銀行者ト少シク性質ヲ異ニスル所以ナリ

株券売買・譲与ノ事

第一条

株券売買・譲与之儀ハ、既ニ条例ニ許ス所ニシテ定款書第六条ニ明記シアリト雖モ、既ニ緒言ニ述ルカ如ク他ノ豪商・富家ノ余財ヲ以テ晋ク結社会合スルノ類ニアラサレハ、各自授与スル所ノ株券状ハ、即チ祿券ノ変化シテナレルモノト見做サ、ル可ラス、現今祿券売買・抵当ノ儀禁止中ナレハ、コノ株券ニ於ケル亦売買・抵当ヲ許サ、ルモ、素ヨリ当然ノ理由ニシテ決シテ压制ニハ非サルベシ、譲与ハ曾子孫

ニ讓ルニアルノミ、他日祿券売買許可ノ令アルト雖
 氏緒言ニ掲クル所ノ旨趣ヲ体認シ、輕易^(疎カ)疎忽ニ売
 買・抵当トナスヲ許サス

但シ、当然ノ理由或ハ不得止事故有之節ハ、親
 戚・朋友ノ紹介ハ勿論事實篤ト取糺シ衆議ヲ尽シ
 テ後許スコモアルヘシ

加入祿券引受相場并剰余金取扱ヒノ事

第二条

各自加入ノ祿券百円ニ付、七拾円ノ相場ヲ以テ引請
 可申、并祿券金高種類ニ付、余剰金有之分ハ祿券金
 高ニ照シ年七朱ノ利足ヲ以テ暫ク該銀行ヘ預リト
 シ、他日幸ニ売買ノ禁ヲ解カル、コアラハ解禁後一
 ケ月以内ノ時価ヲ以テ本人ヘ差戻スヘシ、尤解禁後
 本人ノ情願^(請カ)ニヨリ定期或ハ永年預ケヲ為サント欲ス
 ル者ハ、定規ノ利足ヲ以テ之ヲ預ルヘシ

急劇臨時總會ノ事

第三条

定式總會・臨時總會ノコモ亦載セテ定款書ニ明カナ
 レハ各自確守スヘキハ論ヲ俟タス、然リト雖氏役員
 病氣或ハ他出、留守人少ニテ万一己独断シカタキ
 急劇ノ事件有之節ハ、該地在住ノ面々ヘ回達ヲ以テ
 急劇臨時會ノコヲ報告シ、若シ回達上載スル所ノ刻
 限ヨリ一時間ヲ過キテ出席セザル者ハ、該件ニ付、
 異論有之トモ後日申立ルコヲ得サルヘシ

但、本文急劇臨時總會ノ儀ハ、燒眉ノ急務ノミニ

テ改革ノコニ及ホスコ勿カルヘシ

株券盜・水・火難ニ逢ヒシ時ノ事

第四条

當銀行ヨリ株主ヘ相渡ス所ノ株式券狀万^火一^盜・水
 難ニ逢ヒシ時ハ、左ノ第一号書式ニ倣ヒ直チ二届書
 一通可差出、取締役ハ、其^火盜・水難ニ逢ヒシ顛末篤
 ト取糺シ、實際相違ナキニ於テハ最前附与イタセシ
 株券ノ番記号相廢シ、其旨政府ヘ相届、更ニ末番ヲ
 附シ左ノ第二号書式ニ倣ヒ受書差出サセ、且株券紙

代并手数料ヲ受取、附与スヘシ

但、水難濡浸ノミニテ全形ヲ存シ候者ハ、最前ノ番号ヲ附シ交換ノ上附与スルモノトス

書式雛形

第一号

株券 盗・水・難届
火

一 第五十五国立銀行株式券状

第何十何号 壹枚

一 第五十号 壹枚

計 金何百円

株券数何枚

右拙者所有之株券去ル何月何日盗・水・難
奪取ラレ濡 候条、御取調ノ上更ニ
ノ為メニ 浸或ハ流亡 烏有ニ属シ
前記ノ株券御附与被下度此段及御届候也

何県下何国何郡何村何番地住

族属
何 某 印

年号月日

第五十五国立銀行

頭取
何 某 殿

第二号

受書

一 第五十五国立銀行株式券状

第何百何十番 壹枚

一 第五拾号 壹枚

計 金何百円

株券数何枚

右ハ予テ拙者所有之株券去ル何月何日盗・水
奪取ラレ濡 候条、御取調ノ上更
難ノ為メニ 浸或ハ流亡 烏有ニ属シ
ニ前書株券御附与相成リ正ニ領掌イタシ候、
然ル上ハ万一後日最前ノ株券何方ヨリ顯出
候トモ一切反古タルヘキノ旨承認致シ候、為
後証親戚連署受書差出候者也

第八條

一 資本金五万円

内 訳

一金壹万円

通貨ニテ募集

一金四万円

金禄公債ニテ募集実額

此禄券五万七千四百四拾貳円八拾五錢七厘 七拾円相場
右実額四万円ノ公債証書ヲ上納銀行紙幣受取高

一金四万円

合計九万円

此使用法

一金四万円

(紙幣・抵当公債証書
実価)

一金壹万円

各種公債証書買入高

一金三万円

貸附金

一通貨壹万円

準備金

合計九万円

益方

一金貳千百円

(貸附金三万円ヨリ生スル
年七分ノ利)

一金千円

各種公債証書利子
但、金禄公債証書壹万四千
二百九十円ト見做ス

一金四千元

(政府へ差入タル分
年七分ノ利)

計金七千百円

損方

一金三百六拾円

但、一ヶ月三拾円宛
(月費并旅費・貸家賃等
諸経費)

一金五百拾六円 但、一ヶ月四拾三円宛
諸職員月給

計金八百七拾六円

差引残金六千貳百貳拾四円

内

一金百五拾五円六拾錢

(創業入費戻シ入残利益金
百分ノ二五)

一金百五拾五円六拾錢

(臨時費并諸役員賞与
同上)

計金三百拾壹円貳拾錢

差引

純益金五千九百拾貳円八拾錢

内

金五百九拾老円 純益金十分ノ一積立金

差引

金五千三百式拾老円八拾銭 株主配当金

但、一株ニ付、金五円三拾式銭老厘八毛 年一割〇

六厘四毛ニ当ル

配当金ハ、銭位ニ止メ剩余金ハ後半季へ繰込(繰カ)

役員月給ノ事

第九条

一金五円	頭取	一員
一金八円	常務	一員
一金式円宛	検査	二員
一金八円	支配人	一員
一金五円	計算方	一員
一金五円	書記方	一員
一金五円	出納方	一員
一金一円	小供	一員
一金二円	小使	一員

計金四拾三円

役員旅費定則ノ事

第十条

旅費

区分	取締役	計算・書記・出納方以下	小供以下
一里ニ付	八銭	七銭	五銭

但、汽船ヲ要スルトキハ里程ヲ以テ算セス、下等船車代ヲ給ス

滞留日当

区分	取締役	計算・書記・出納方以下	小供以下
自国	三拾銭	廿五銭	式拾銭
他国	四拾銭	三拾銭	廿五銭
百里以外	七拾銭	五拾銭	三拾銭

但シ、營業用ニ付、対客別段ノ入費・進呈物費・郵税等ハ、明細書へ各自受取証ヲ添へ帰国ノ上出納係リへ差出シ、役員評議ノ上之ヲ給ス

諸役員権限分課ノ事

第十一條

頭取

一員

銀行一般ノ事務ヲ総判スルノ権ヲ有ス

但、職務上制禁及ヒ罰令等ハ、條例ニ詳カナレ

ハ爰ニ略ス

取
常締

一員

職掌頭取ニ亞ク

但書同上

取
締
検査

二員

帳簿ヲ検査シ、職員ノ勤惰能否ヲ視察シ營業ノ当

否ヲ誠シメ、銀行一般ノ事務ニ預ルヘシ

但書同上

取
締
兼
支配人

一員

頭取・取締役ノ指図ヲ受ケ銀行一切ノ事務ニ関涉

シ、資本金運用方法ノ便益精確ニ至ランメ、勉メ

テ周旋奔走スルノ要役ナリ

但書同上

計算方

一員

取締役并支配人ノ指図ヲ受諸計算ヲ詳カニシ、且

簿記方ヲ無勤シ(兼カ)詳細・簡明ニ記帳シテ検査ノ節必

ス不明瞭ノコト勿カラシムヘシ

但書同上

書記方

取締役并支配人ノ指図ヲ受ケ文書ノ往復御届并報

告日誌・其他写字等ヲ管掌シ、株主ノ住所・姓名

ヲ明ラカニシ受付ノコトヲ兼動スヘシ

但書同上

出納方

一員

取締役并支配人ノ指図ヲ受ケ都テ金銀紙幣ノ真贋

ヲ鑑定シ出納ノ事ヲ管掌スヘシ、且寮中ノ什器ヲ

修メ紛失・破損勿カラシメンコトニ注意スヘシ

但書同上

規則遺漏ノ件及増減更生ノ事

第十二條

此申合規則ニ掲載スル条件實際不便ナルコアルカ又ハ遺漏ノ件アルキハ、頭取・取締役ノ衆議ヲ以テ之ヲ補正スルコアルヘシ

右取極メタル申合規則ハ、当銀行株主中何レモ確守スヘキ証拠トシテ頭取・取締役ヲ始メ株主一同記名調印致シ候也

岡部雍堂 ㊤

弓削究 ㊤

金沢誠 ㊤

本間果 ㊤

田中義顕

(以下株主名省略)

三 第五十五国立銀行資本増加証書

但馬銀行出石支店蔵

(表紙)
「資本金増加証書

第五十五国立銀行」

元株数並金額	増株数並金額	合計	住所	姓名
九拾七株 四千八百五拾円	五拾八株 貳千九百円	百五拾五株 七千七百五拾円	兵庫縣養父郡口大屋村之内 夏梅村二十番地	兵庫縣平民 鎌田 三郎兵衛
七拾株 参千五百円	四拾貳株 貳千五百円	百拾貳株 五千六百円	全 出石郡出石町之内 宵田町四十二番地	全 福 富 達 三
参拾八株 千九百円	貳拾五株 千貳百五拾円	六拾参株 参千五百拾円	全 全郡 神美村之内 森尾村四十一番地	全 平 尾 源太夫
参拾四株 千七百円	貳拾株 千円	五拾四株 貳千七百円	全 全郡 出石町之内 柳町十七番地	全 弓 削 究
参拾参株 千六百五拾円	拾九株 九百五拾円	五拾貳株 貳千六百円	全 全郡 全町 之内 魚屋町四十八番地	全 大 橋 又十郎
参拾株 千五百円	拾八株 九百円	四拾八株 貳千四百円	全 全郡 室埴村之内 日野辺村四番地	全 国村 又右衛門

資本金増加証書

兵庫縣出石郡出石町之内田結庄町

第五十五国立銀行

元株数並金額	増株数並金額	合計	住所	姓名
參拾株 千五百円	拾八株 九百円	四拾八株 貳千四百円	兵庫県出石郡出石町之内 谷山町四番地	兵庫県士族 本間 果
參拾株 千五百円	拾八株 九百円	四拾八株 貳千四百円	全県 全郡 全町 之内 八木町六番地	全県 平民 武田 大造
貳拾九株 千四百五拾円	拾八株 九百円	四拾七株 貳千參百五拾円	全県 全郡 合橋村之内 口矢根村十九番地	全 大石 武兵衛
貳拾七株 千參百五拾円	拾七株 八百五拾円	四拾四株 貳千貳百円	全県 全郡 出石町之内 田結庄町二十九番地	全 宮崎 久太郎
貳拾參株 千五百五拾円	拾五株 七百五拾円	參拾八株 千九百円	全県 全郡 全町 之内 松ヶ枝町二百二番地	全県 士族 高橋 喜一郎
貳拾參株 千五百五拾円	拾參株 六百五拾円	參拾六株 千八百円	全県 朝来郡枚田村之内 和田山村二十六番地	全県 平民 安積 春次
貳拾參株 千五百五拾円	拾參株 六百五拾円	參拾六株 千八百円	全県 城崎郡豊岡町之内 宵田町五十二番地	全 水垣 甚治郎
貳拾壹株 千五拾円	拾貳株 六百円	參拾參株 千六百五拾円	全県 出石郡出石町之内 八木町六番地	全 武田 喜平治
拾八株 九百円	拾株 五百円	貳拾八株 千四百円	全県 全郡 全町 之内 内町七番地	全県 士族 山崎 毅次郎
拾七株 八百五拾円	拾壹株 五百五拾円	貳拾八株 千四百円	全県 全郡 全町 之内 柳町九番地	全県 平民 井上 ヒナ
八株 四百円	拾九株 九百五拾円	貳拾七株 千參百五拾円	全県 全郡 神美村之内 袴狭村五十三番地	全県 士族 草川 克忠
拾六株 八百円	拾株 五百円	貳拾六株 千參百円	全県 全郡 合橋村之内 口矢根村三十六番地	全県 平民 大石 藤兵衛
拾六株 八百円	九株 四百五拾円	貳拾五株 千貳百五拾円	全県 全郡 出石町之内 田結庄町三十九番地	全 石田 新平

一 近代社会への歩み

七株 参百五拾円	八株 四百円	八株 四百円	八株 四百円	九株 四百五拾円	拾株 五百円	拾株 五百円	拾株 五百円	拾株 五百円	拾株 五百円	拾貳株 六百円	拾参株 六百五拾円	拾参株 六百五拾円	拾五株 七百五拾円	拾六株 八百円
四株 貳百円	四株 貳百円	五株 貳百五拾円	五株 貳百五拾円	五株 貳百五拾円	六株 参百円	六株 参百円	六株 参百円	六株 参百円	六株 参百円	七株 参百五拾円	七株 三百五拾円	八株 四百円	九株 四百五拾円	九株 四百五拾円
拾壹株 五百五拾円	拾貳株 六百円	拾参株 六百五拾円	拾参株 六百五拾円	拾四株 七百元	拾六株 八百円	拾六株 八百円	拾六株 八百円	拾六株 八百円	拾六株 八百円	拾九株 九百五拾円	貳拾株 千円	貳拾壹株 千五拾円	貳拾四株 千貳百円	貳拾五株 千貳百五拾円
全 土田村七番地	全 田結庄町八十八番地	全 内町七番地	全 田結庄町九十九番地	全 森尾村四十一番地	全 豊田町四十番地	全 口小野村十二番地	全 田結庄町七番地	全 田結庄町七番地	全 全町 之内	全 谷山町百二十七番地	全 内町 四番地	全 小人町十六番地	全 全町 之内	全 全町 之内
全 土岐久則	全 市田 弥兵衛	全 山崎 マス	全 志水 与三	全 平尾 寛	全 三木 宗八	全 岡崎 彦左衛門	全 小幡 久治郎	全 堀 遊亀彦	全 西川 貞	全 湯谷 礎一郎	全 関口 尚	全 全町 之内	全 全町 之内	全 全町 之内

元株数並金額	増株数並金額	合計	住所	姓名
七株 参百五拾円	四株 貳百円	拾壹株 五百五拾円	兵庫縣出石郡資母村之内 畑山村十七番地	兵庫縣平民 今井甚兵衛
七株 参百五拾円	四株 貳百円	拾壹株 五百五拾円	全県 全郡 室埴村之内 鍛冶屋村四十番地	全県 士族 亀井重磨
七株 参百五拾円	四株 貳百円	拾壹株 五百五拾円	全県 全郡 出石町之内 谷山町百四十番地	全 堀秀俊
四株 貳百円	六株 参百円	拾株 五百円	全県 城崎郡豊岡町之内 京口町十六番地	全県 平民 佐川義右衛門
六株 参百円	参株 百五拾円	九株 四百五拾円	全県 出石郡出石町之内 松ヶ枝町九十二番地	全県 士族 磯部ヤヲ
六株 参百円	参株 百五拾円	九株 四百五拾円	全県 全郡 室埴村之内 鍛冶屋村四十番地	全 亀井岩夫
六株 参百円	参株 百五拾円	九株 四百五拾円	全県 全郡 出石町之内 谷山町二十六番地	全 井上深美
六株 参百円	参株 百五拾円	九株 四百五拾円	全県 全郡 全町之内 松ヶ枝町百二十一番地	全 本間九十郎
五株 貳百五拾円	参株 百五拾円	八株 四百円	全県 城崎郡香住村之内 香住村六十四番地	全 中村玄篤
五株 貳百五拾円	参株 百五拾円	八株 四百円	全県 全郡 豊岡町之内 豊田町四十五番地	全県 平民 松永鉄三郎
五株 貳百五拾円	参株 百五拾円	八株 四百円	全県 出石郡出石町之内 小人町七番地	全 小林藤四郎
五株 貳百五拾円	参株 百五拾円	八株 四百円	全県 城崎郡日高村之内 鶴岡村二十九地ノ内 全県 出石郡出石町之内 八木町壹番地	全 松村円八
五株 貳百五拾円	参株 百五拾円	八株 四百円	全県 出石郡出石町之内 八木町壹番地	全県 平民 三木惣兵衛

一 近代社会への歩み

四株 貳百円	参株 百五十拾円	四株 貳百円	四株 貳百円	四株 貳百円	五株 貳百五十拾円	五株 貳百五十拾円	五株 貳百五十拾円	五株 貳百五十拾円	五株 貳百五十拾円	五株 貳百五十拾円	五株 貳百五十拾円	五株 貳百五十拾円
貳株 百円	四株 貳百円	参株 百五十拾円	参株 百五十拾円	四株 貳百円	参株 百五十拾円	参株 百五十拾円	参株 百五十拾円	参株 百五十拾円	参株 百五十拾円	参株 百五十拾円	参株 百五十拾円	参株 百五十拾円
六株 参百円	七株 参百五十拾円	七株 参百五十拾円	七株 参百五十拾円	八株 四百円	八株 四百円	八株 四百円	八株 四百円	八株 四百円	八株 四百円	八株 四百円	八株 四百円	八株 四百円
江原村四十四番地	全県 城崎郡日高村之内 八木町三番地	全県 全郡 全町之内 松ヶ枝町百二十一番地	全県 出石郡出石町之内 鶴岡村二十三番地	全県 城崎郡日高村之内 松ヶ枝町二十三番地	全県 全郡 全町之内 内町十三番地	全県 全郡 出石町之内	全県 全郡 神美村之内 森尾村四十一番地	全県 全郡 合橋村之内 天谷村六番地	全県 全郡 五番地 材木町五番地	全県 全郡 全町之内 東条町五十一番地	全県 全郡 全町之内 谷山町百三十一番地	全県 全郡 全町之内 田結庄町三十四番地
全 宮川 鶯郎	全 日下部 又三郎	全 本間 讓	全 河本 浜二郎	全 柳川 豊藏	全 河野 十万喜	全 平尾 令太郎	全 森脇 平兵衛	全 岡部 律	全 拓植 都遊	全 神谷 義雄	全 千賀 アイ	全 洪谷 柳市
全 宮崎 弥藏	全 田結庄町三十番地	全 中山村二十九番地	全 田結庄町三十四番地	全 資母村之内	全 出石町之内	全 出石町之内	全 出石町之内	全 出石町之内	全 出石町之内	全 出石町之内	全 出石町之内	全 出石町之内

元株数並金額	増株数並金額	合計	住 所	姓 名
四株 貳百円	貳株 百円	六株 参百円	兵庫 出石町之内 兵庫 八十三番地	兵庫 土族 国友 禦
四株 貳百円	貳株 百円	六株 参百円	全 城崎郡日高村之内 江原 村四十四番地	全 守山 熊男
四株 貳百円	貳株 百円	六株 参百円	全 出石郡資母村之内 中山 村二十九番地	全 平民 波谷 喜兵衛
四株 貳百円	貳株 百円	六株 参百円	全 室殖村之内 日野 辺村一番地	全 国村 三郎太夫
四株 貳百円	貳株 百円	六株 参百円	全 資母村之内 赤花 村四十九番地	全 橋本 江笠
参株 百五十拾円	参株 百五十拾円	六株 参百円	全 室殖村之内 中村 三十六番地	全 土族 真野 勇夫
貳株 百円	四株 百五十拾円	六株 参百円	全 出石町之内 田結 庄町七十番地	全 平民 田中 源蔵
参株 百五十拾円	貳株 百円	五株 貳百五十拾円	全 全町之内 馬場 町十番地	全 土族 船越 忠一
参株 百五十拾円	貳株 百円	五株 貳百五十拾円	全 室殖村之内 日野 辺村十一番地	全 平民 岸本 利兵衛
参株 百五十拾円	貳株 百円	五株 貳百五十拾円	全 朝来郡枚田村之内 西枚 田村七番地	全 吉田 常治郎
参株 百五十拾円	貳株 百円	五株 貳百五十拾円	全 出石郡出石町之内 小人 町十番地	全 土族 芦沢 昭三
参株 百五十拾円	貳株 百円	五株 貳百五十拾円	全 全町之内 東条 町四番地	全 中村 重道
参株 百五十拾円	老株 五拾円	四株 貳百円	全 全町之内 谷山 町百三番地	全 久保 金之助

一 近代社会への歩み

式株	式株	式株	式株	式株	式株	参株	参株	参株	参株	参株	参株	参株
百円	百円	百円	百円	百円	百円	百五十拾円	百五十拾円	百五十拾円	百五十拾円	百五十拾円	百五十拾円	百五十拾円
老株	老株	老株	老株	老株	式株	老株	老株	老株	老株	老株	老株	老株
五十拾円	五十拾円	五十拾円	五十拾円	五十拾円	百円	五十拾円	五十拾円	五十拾円	五十拾円	五十拾円	五十拾円	五十拾円
参株	参株	参株	参株	参株	四株	四株	四株	四株	四株	四株	四株	四株
百五十拾円	百五十拾円	百五十拾円	百五十拾円	百五十拾円	式百円	式百円	式百円	式百円	式百円	式百円	式百円	式百円
全県 八木町六番地	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内
全県 八木町六番地	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内	全県 全郡 全町之内
武田ア	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民
アイ	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民	全県 平民

一 近代社会への歩み

老株	老株	老株	老株	老株	老株	老株	老株	老株	老株	老株	老株	老株	老株		
五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円		
											老株	老株	老株		
											五拾円	五拾円	五拾円		
老株	老株	老株	老株	老株	老株	老株	老株	老株	老株	老株	式株	式株	式株		
五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	百円	百円	百円		
三丁目三番地	東京府東京市芝区森本町	谷山町八番地	全県 出石郡出石町之内	全県 城崎郡豊岡町之内	全県 松ヶ枝町二十四番地	全県 袴狭村二十番地	全県 全郡 神美村之内	全県 鍛冶屋村四十五番地	全県 出石郡室埴村之内	全県 豊田町四十八番地	全県 城崎郡豊岡町之内	全県 谷山町五番地	全県 出石郡出石町之内	全県 内町八番地	全県 出石町之内
小川藩	東京府士族	藤岡藩	全県 由利安助	全 田上万助	全 田辺タカ	全県 小山朝太郎	全県 井上喜助	全県 谷野孝	全県 西垣仁三郎	全 中島嘉久郎	全 富岡義成	全 久木田政吉	全 影山与吉	全 田中武吉	全 田中武吉

株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	元株数並金額
五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	増株数並金額
株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	合
五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	五拾円	計
小人町十六番地	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	住所
全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	全郡 全町 之内	姓名
関口ユキ	三木平八郎	岸本源左衛門	井上吉兵衛	全 井旗二	全 高橋サク	全 高橋健夫	全 淀徳太郎	全 志水トク	全 今井治兵衛	全 厚川ヒナ	全 宿南エイ	全 岩瀬順蔵	

合 千 株 五 万 円	合 六 百 株 参 万 円	総 計 千 六 百 株 八 万 円	全 県 全 郡 全 町 之 内 伊 木 町 一 番 地 全 県 全 郡 神 美 村 之 内 森 尾 村 八 番 地 全 県 全 郡 出 石 町 之 内 田 結 庄 町 百 十 八 番 地	全 真 田 左 加 衛 全 県 平 尾 庫 一 平 尾 庫 一 全 県 土 族 金 沢 鶴 吉
壹 株 五 拾 円	壹 株 五 拾 円	壹 株 五 拾 円	壹 株 五 拾 円	
壹 株 五 拾 円	壹 株 五 拾 円	壹 株 五 拾 円	壹 株 五 拾 円	

右ハ社中格段決議ヲ以テ資本金増加仕候、現額書面之
通相違無之候也

第五十五国立銀行支配人

明治三十年二月二日

同 頭取

山本森之助

ニ付、明治三十年五月十一日余ハ其事ヲ承認シタル証
拠トシテ茲ニ記名調印シ、併セテ当省ノ印章ヲ鈐スル
モノ也

明治三十年五月十一日

大蔵
省印

大蔵大臣伯爵松方正義 同

大蔵大臣伯爵松方正義殿
右之通相違無之候也

三 私立銀行營業継続認可書

但馬銀行出石支店藏

明治三十年三月廿二日

兵庫県知事 周布公平 同

〔表紙〕
「私立銀行營業継続認可書」
第一九九〇号

割印

右出石第五十五国立銀行資本金増加証書ヲ差出す

出石第五十五国立銀行
国立銀行營業満期前特別処分法ニ依リ、私立銀行トシ

テ營業ヲ繼續スルコトヲ許可ス

明治三十年九月廿八日

大藏大臣伯爵松方正義閣

追テ国立銀行營業満期前特別処分法第四条・第五条ノ手續ヲ了シタル上ハ、其顛末及国立銀行トシテ營業最終ノ日ヲ届出ツヘシ

明治三十一年一月八日神戸又新日報第四百七十二号
写

株式会社五十五銀行登記変更公告

一 資本総額ヲ拾参万円トス

但、資本ノ増加額ハ五万円ナリ(全部払込済)

一株式ノ総数ヲ二千六百株トス

但、一株ノ金額ヲ変更セスシテ株式壹千株ヲ増加

ス

右明治三十一年一月四日登記済

明治三十一年一月四日

豊岡区裁判所出石出張所

出石第五十五国立銀行登記変更公告

一 社名ヲ株式会社五十五銀行トス

一 存立時期ヲ明治三十一年一月一日ヨリ満二十ヶ年ト

ス

一 取締役ヲ左ノ七名ニ改選ス

兵庫県出石郡出石町ノ内谷山町四番地

専務取締役頭取 本間 果

同県同郡同町ノ内柳町二番地

弓削 究

同県同郡神美村ノ内森尾村四十番地

平尾源 太夫

同県同郡室壇村ノ内日野辺村四番地

国村又右衛門

同県同郡出石町ノ内魚屋町四十八番地

大橋又十郎

同県養父郡口大屋村ノ内夏梅村十番地

鎌田三郎兵衛

同県同郡出石町ノ内宵田町四十二番地

福富達三

明治三十一年一月四日登記済

明治三十一年一月四日

豊岡区裁判所出石出張所

三 引継書

引継書

但馬銀行出石支店蔵

第五十五国立銀行義、本日ヨリ株式会社五十五銀行
へ營業継統ニ付、当行ニ於ケル資産・負債及ヒ附帯ノ
諸証書類ヲ始メ地所・家屋・什器等別紙之通及御引継
候也

第五十五国立銀行

明治三十一年一月一日

取締役

頭取 本間 果
弓削 究

全 平尾源太夫

全 国村又右衛門

株式会社五十五銀行

頭取 本間 果

取締役 弓削 究

全 平尾源太夫

全 国村又右衛門

全 大橋又十郎

全 福富達三

全 鎌田三郎兵衛

全 今井甚兵衛

全 草川克忠

全 支配人 山本森之助

別紙之通引受候也

株式会社五十五銀行

頭取 本間 果

取締役 弓削 究

全 平尾源太夫

全 大橋又十郎
支配人 山本森之助

明治三十年十二月三十一日第五十五国立銀行貸借対照表

資 産		金 額		負 債		金 額	
貸付金	九參〇貳壹九七〇	為換方預金	九九八貳七式八	公 金 預 金	八五參六參七五	公 金 支 払 送 金 手 形	壹壹〇參九〇〇
当座預金	參〇五七八七四八	定期預金	壹五八八〇六五	当座預金	八五參四〇壹八	別段預金	貳〇參六五
割引手形	七式四〇〇	支払送金手形	八六九八參〇	借入金	四〇壹〇〇〇〇	紙幣消却元借入金	七四〇〇〇〇〇
滞貸付金	九壹壹四六五〇	他店勘定	貳九參五式貳壹	株 立 金	八〇〇〇〇〇〇〇	積 立 金	六〇五〇〇〇〇
国債証券	參四七七參參九	紙幣消却元借入金	貳九參五式貳壹	別段積立金	六八〇〇〇〇〇	紙幣消却金	參式五參八二八九
他店勘定	壹五式〇〇〇〇	他店勘定	八〇〇〇〇〇〇〇	支払未済割賦金	八〇〇〇		
營業用地所	七〇〇〇〇〇〇	紙幣消却元借入金	七四〇〇〇〇〇				
營業用家屋土蔵	壹七〇〇〇〇〇〇	株 立 金	八〇〇〇〇〇〇〇				
營業用什器	五式四〇〇〇〇	別段積立金	六八〇〇〇〇〇				
金 銀 有 高	壹七六五〇四九七	紙幣消却金	參式五參八二八九				
内 訳		支払未済割賦金	八〇〇〇				
金貨	五五六〇〇〇〇						
銀貨	貳九七五七〇〇						
白銅貨	參五五〇〇〇						
銅貨	參四九式九七						

全 国村又右衛門[㊟]
 全 大橋又十郎[㊟]
 全 福富達三圓[㊟]
 全 鎌田三郎兵衛[㊟]
 監査役 今井甚兵衛團[㊟]
 全 河野左源治[㊟]
 全 草川克忠[㊟]
 支配人 山本森之助[㊟]

一 近代社会への歩み

記
一金壹万六百九拾九円貳拾貳銭也 現 金

一 各掛主管諸帳簿諸書類

明治十一年創業以来
明治三十年十二月三十一日迄
之分悉皆

明治三十年十二月三十一日第五十五国立銀行財産目録

種類	摘要	金額
貸付金証書	貳百貳拾八通	九參〇貳壹九七〇
滯貸付金	貳一通	七貳四〇〇
当座預金貸越	貳拾壹口	參〇五七八七四八
割引手形	壹通	參〇〇〇〇〇〇
国債証券	公債証書額面 九万貳千六百五拾円	九壹壹四六六五〇
他店へ貸	八箇所	參四七七參參九
營業用土地	百五拾貳坪	壹五三〇〇〇〇
營業用家屋土蔵	參棟建坪 五拾八坪貳合五勺	貳七〇〇〇〇〇
營業用什器	金匣五個外 貳百八個	五四三〇〇〇〇
金銀有高		壹七六五〇四九七
合計		貳四參七〇九六〇四

紙幣	壹壹參〇〇〇	滯貸準備金	七三三〇〇
兌換券	壹參四〇〇〇	前年季繰越金	壹壹壹九參八
銀行	貳〇〇〇〇	当年季利益金	五八七九四七五
紙幣	貳〇〇〇〇	消却済所有物代価	四七六三〇〇〇
合計	貳四參七〇九六〇四	合計	貳四參七〇九六〇四

以上

明治三十年十二月三十一日現在資産調書

金八円 未済割賦金

金百拾壹円九拾参銭八厘 前季繰越金

金五千八百七拾九円四拾七銭五厘 当季利益金

計金拾壹万参千五百五拾九円参拾壹銭五厘

差引

金拾参万五百五拾円式拾八銭九厘

内

金拾参万円 株金

金百五拾円式拾八銭九厘 積立金

一金四千七百六拾式円也 所有物代価

計式拾四万参千七百九円六拾銭四厘

内

三十年下半季損益勘定計算

金参万六百参拾五円式拾八銭壹厘 諸預り金 当季季総益金

金七千四百円 紙幣消却元 借入金

金四万百円 借入金 金五千九百七拾八円七拾銭参厘 当季季利息其
他諸経費高

金式万九千参百五拾式円式拾式銭壹厘 他店ヨリ借

金七拾式円四拾銭 滞貸準備 金五千八百七拾九円四拾七銭五厘 当季季利益金

一 近代社会への歩み

外

金百拾壹円九拾参銭八厘

金七拾貳円四拾銭

合計金六千六拾参円八拾壹銭参厘

前半季繰越高

全滞貸準備金

利益金

一金五千九百貳拾参円八拾壹銭参厘

第五十五国立銀行より引継受高

内

金七拾貳円四拾銭

金貳百参拾五円拾七銭九厘

金五百円

滞貸準備金
役員賞与金

当行頭取其他創業以来特別功勞者へ報酬金

一金六千六拾参円八拾壹銭参厘

利益金

差引

小計金八百七円五拾七銭九厘

金五千百拾六円貳拾参銭四厘

純益金

内

金五百円

積立金

金四千四百円

割賦金百円ニ付
五円五拾銭割

金貳百拾六円貳拾参銭四厘

後半季繰越高

右之通り御座候也

明治三十年十二月三十一日

第五十五国立銀行

右之通り御座候也

明治三十年十二月三十一日

株式会社 五十五銀行

明治三十年下半年利益金配当計算之事

三 甲子銀行との合併につき監査役意見書

但馬銀行出石支店蔵

意見書

株式会社甲子銀行トノ合併ノ件、当行ノ実状ト財界ノ
現況ニ鑑ミ止ムヲ得サルモノト認メ、本案ニ同意致候
也

昭和貳年拾壹月拾八日

監査役 志 水 与 三

監査役 金 沢 鋭 二